

事務連絡
令和6年3月29日

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本小児科学会
公益社団法人日本小児科医会
公益社団法人日本小児保健協会
一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会

御中

こども家庭庁成育局母子保健課

5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について
(情報提供)

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、5歳児健康診査（以下「5歳児健診」という。）については、発達障害や知的障害等（以下「発達障害等」という。）のこどもの個々の発達の特徴を早期に把握し、育児の困難さや子育て相談のニーズを踏まえながら、こどもとその家族を必要な支援に繋げることをその主な目的としております。5歳児健診の実施に当たっては、健康診査（以下「健診」という。）の実施体制の構築に加え、健診においてこどもへの発達支援のニーズや保護者に対する子育て相談等（就学に向けた相談を含む。）のニーズなどがある場合に、地域全体で必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備が求められます。

今般、5歳児健診の実施に当たって、保健、医療、福祉、教育の各分野における地域のフォローアップ体制の整備及び分野間の連携体制について、関係者に求められる役割を整理し、「5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について」（令和6年3月29日こども家庭庁成育局保育政策課長・保育政策課認可外保育施設担当室長・成育基盤企画課長・母子保健課長、支援局障害児支援課長、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・特別支援教育課長・健康教育・食育課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長・障害福祉課長、保険局医療課長連名通知）を发出したところです。

貴団体におかれましては、当該通知の趣旨について御了知の上、貴団体の会員に周知いただくとともに、5歳児健診を実施するための地域の実情に応じた体制整備に向けて自治体等と協力して取組を進めていただけるようお願いいたします。

なお、5歳児健診の実施に当たって参考としていただくため、「身体的・精神的・社会的 (biopsychosocial) に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーション

アプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究」(令和3～5年度子ども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業)において、市町村の母子保健担当者等を対象とした5歳児健診のマニュアル(「5歳児健康診査マニュアルについて」(令和6年3月29日付子ども家庭庁成育局母子保健課事務連絡))が作成されており、5歳児健診の地域のフォローアップ体制の整備に当たっては、マニュアルも併せて参照ください。

照会先

子ども家庭庁 成育局 母子保健課

TEL: 03-6859-0041

E-mail: boshihoken.kakari@cfa.go.jp

(別添)

5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について